

中高層建物直結給水協議書

年 月 日

尾張旭市水道事業

尾張旭市長

殿

〒

申込者 住 所

氏 名

電 話

指定給水装置工事事業者

住 所

名 称 及 び

代表者氏名

給水装置工事主任技術者

氏 名

尾張旭市水道事業中高層建物直結給水実施要綱に基づき、下記のとおり協議します。なお、中高層建物直結給水に当たり、裏面の誓約事項について遵守します。

工 事 場 所	尾張旭市	<input type="checkbox"/> 新規 ・ <input type="checkbox"/> 改造	
予 定 工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
増圧装置の設置猶予	<input type="checkbox"/> 希望する ・ <input type="checkbox"/> 希望しない		
計画建物概要	<input type="checkbox"/> 一戸建て専用住宅		<input type="checkbox"/> 一戸建て小規模店舗又は事務所付き住宅
	<input type="checkbox"/> 集合住宅		<input type="checkbox"/> 小規模店舗・事務所ビル又は倉庫等
	<input type="checkbox"/> 集合住宅、小規模店舗・事務所ビル等の複合ビル		
	<input type="checkbox"/> その他（ ）		
給 水 方 式	<input type="checkbox"/> 3・4階直結直圧給水（ 階 ～ 階 ）		
	<input type="checkbox"/> 直結増圧給水（ 階 ～ 階 ）		
	<input type="checkbox"/> 貯水槽圧給水（ 階 ～ 階 ）		
	<input type="checkbox"/> 給水方式併用の有無（ 有 ・ 無 ）		
配水管の管種・口径	φ	メーターの口径・個数	φ 個

- 直結第1号様式（別紙）、位置図、配置図、平面図、給水管系統図、水理計算書及びその他必要とするものを添付し、2部提出してください。
- 改造の場合は、既設給水設備調査報告書、直結給水切替に関する確認書及び定期点検業者選任・変更届を2部提出してください。
- 事前協議の内容に変更が生じた場合は、再協議してください。

誓約事項

・使用者等への周知等

- 1 配水管等の維持管理工事及び事故・災害時等の給水制限により水圧・水量が低下し、下層階で出水不良となった場合は、1階の共用直圧給水栓を使用します。
- 2 中高層建物直結給水を実施した場合は、受水槽のような貯水機能がないため、配水管工事や事故・災害時等による断・減水時及びブースタポンプや減圧式逆流防止器の定期点検時には、一時的に水の使用ができなくなることを周知します。
- 3 増圧装置故障等の緊急時に備え、当該装置に連絡先等を明示します。
- 4 計量法に基づく水道メーターの交換及びメーターの異常による交換時の際には、尾張旭市水道事業に協力し断水することを周知します。

・出水不良等の対応

- 1 給水装置工事の設計にあたっては、給水装置工事施行基準等に基づき給水装置工事主任技術者の責任において出水不良・配水管へのウォータハンマや脈動等が発生しないよう行います。上述の出水不良等が発生した場合は、自己の費用負担で設備等の見直しを行うなど速やかに対応します。
- 2 将来の水圧変動や使用量増加により出水不良が発生した場合は、自己の費用負担で設備等の見直しを行うなど速やかに対応します。
- 3 自宅の改造や給水装置の更新等による使用水量の増加により出水不良が発生した場合は、自己の費用負担で設備等の見直しを行うなど速やかに対応します。

・漏水等の対応

中高層建物直結給水に起因して漏水や逆流等が発生し、尾張旭市水道事業もしくは使用者等に損害を与えた場合は、当方にて責任をもって補償します。

・増圧装置（設置猶予）の対応

- 1 ブースタポンプや減圧式逆流防止器の機能を適正に保つため、毎年1回以上の定期点検を行うとともに、必要に応じて保守点検や修繕を速やかに行います。また、保守点検契約の写しを提出します。
- 2 減圧式逆流防止器の中間室からの漏水等が発生した場合は、当方で責任をもって速やかに対応します。
- 3 増圧装置等の設置に起因して、配水管においてウォータハンマや脈動等が発生した場合は、自己の費用負担にて、アキュムレータを設置するなど速やかに対処します。
- 4 配水管等の工事等に伴う断水・濁水に対応するため、増圧装置等の操作及びメンテナンスを必要とするときは、自己の責任において対処します。
- 5 増圧装置の設置猶予とは、申請時点における配水管の水圧等を考慮してその設置を猶予しているため、建物の階数、所要水量、配水管の水圧その他の諸事情の変更により快適な給水に支障又はおそれが生じた場合は、申込者の費用負担にて尾張旭市水道事業が指定した増圧装置等を設置します。なお、その際には、尾張旭市水道事業へ給水装置工事を届出します。
- 6 増圧装置の設置者、管理者又は修繕委託者を変更したときは、速やかに尾張旭市水道事業に届出します。なおその際には、変更後の設置者又は管理者に、この中高層建物直結給水設備（増圧装置が設置猶予された場合を含む。）が条件付きのものであることを周知します。

・紛争の解決

上記各項の条件を使用者に周知徹底させ、中高層建物直結給水に起因する紛争等については、所有者並びに使用者間で解決し、尾張旭市水道事業にはいっさい迷惑をかけません。

・譲渡等による継承

当該給水装置を第三者に譲渡等する場合は、この誓約を継承させます。